

## 平成25年6月1日から平成26年5月31日 までの主な改正項目

- ライフプランニングと資金計画／リスク管理 2 ページ
- 年金・社会保険 4 ページ
- 金融資産運用 6 ページ
- 相続・事業承継 7 ページ
- 《平成26年度税制改正・新旧対照表》 9 ページ

本資料は原則として平成26年4月1日現在の法令等に基づき構成しています

# ● ライフプランニングと資金計画 / リスク管理

## 1 高等学校等就学支援金制度の導入

高校生に対する公立高校の授業料無償化と、私立高校の授業料への支援金が統合され、平成26年4月以降に入学する生徒を対象に、公立・私立を問わず「高等学校等就学支援金制度」として支給されることとなった。

就学支援金の年額は授業料を上限とし、次のように設定されている。

所得要件	支給額
市町村民税の所得割額が非課税の世帯	29万7000円 (= 基準額の2.5倍)
同 5万1300円未満の世帯	23万7600円 (= 同2.0倍)
同15万4500円未満の世帯	17万8200円 (= 同1.5倍)
同30万4200円未満の世帯	11万8800円 (= 基準額)

なお、この所得基準は児童手当とは異なり、保護者（親権者等）の合算により判断される。

また、支援金は保護者ではなく学校に対して支払われ、その分、授業料の負担が軽減されるが、所得基準を超える場合は公立高校でも授業料の負担が発生する。

## 2 国の教育ローンの改正

### (1) 平成25年5月改正分

国の教育ローン（教育一般貸付）を利用するためには一定の年収要件を満たす必要があるが、子どもが2人以下の場合は、6つの項目のうちいずれか1つを満たせば、年収（所得）が990万円（770万円）以内の世帯まで利用できるという緩和措置が設けられている。

平成25年5月には、この緩和措置に以下の4つが追加された。

- ①世帯のいずれかの人が自宅外通学（予定）者である
- ②今回の融資が海外留学のための資金である
- ③世帯年収に占める在学費用の負担率が30%超となる
- ④世帯年収に占める「在学費用+住宅ローン」の負担率が40%超となる

また、世帯年収（所得）が200万円（122万円）以下である場合には、融資金利が通常より0.4%引き下げられ、最長返済期間も15年から18年へと延長された。

### (2) 平成26年4月改正分

国の教育ローン（教育一般貸付）の融資限度額が、学生・生徒1人あたり300万円から350万円へと拡充された。また、海外留学資金（外国の大学や大学院に1年以上留学する場合は、同450万円に拡充されている。

さらに、国の教育ローン（教育一般貸付）を利用するためには、公益財団法人教育資金融資保証基金の保証を利用するか、連帯保証人を1人つける必要があるが、平成26年6月以降に申し込む場合は、連帯保証人は進学者・在学者の4親等以内の親族に限られ、連帯保証人となる人は源泉徴収票または確定申告書の写しを提出することが必要となった。

### 3 すまい給付金の導入

平成26年4月以降、消費税率引き上げ後に住宅を取得した人への配慮として、「すまい給付金」が導入された。所得水準が一定以下で、要件を満たした人に支給される。

すまい給付金のポイントは次のとおりである。

#### (1) 給付の対象となる人

- ・引き上げ後の消費税率で住宅を取得（不動産登記上の持分を保有）し、その住宅に居住する人
- ・都道府県民税の所得割額（収入基準）が一定額以下であること
- ・住宅ローンを利用しない場合は、入居した年の年末時点で50歳以上であること

#### (2) 給付の対象となる住宅のおもな要件

- ・引き上げ後の消費税率が適用された、登記簿上の床面積が50㎡以上の住宅であること
- ・住宅瑕疵担保責任保険に加入した住宅など、第三者機関の検査を受けた住宅であること

#### (3) すまい給付金の給付額

- ・給付額は「給付基礎額×持分割合」から算出される
- ・「給付基礎額」は、適用された時点の消費税率と、収入基準に応じて設定されている

都道府県民税の所得割額	給付基礎額
6万8900円以下	30万円
6万8900円超 8万3900円以下	20万円
8万3900円超 9万3800円以下	10万円

(注) 消費税率が8%である場合。なお、所得割額の範囲が異なる都道府県もある。

- ・給付が行われるかどうかは、住宅の取得者ごとにそれぞれ判定される

#### (4) 給付金の申請

- ・申請は住宅取得者（持分保有者）が行うが、住宅事業者等による手続代行も可能
  - ・給付金を受ける人は、入居後に申請が必要となる
  - ・申請者本人による「本人受領」が原則だが、住宅事業者等による「代理受領」も可能
- なお、給付金自体は平成29年12月の入居者まで受けられるが、申請は住宅の引き渡しから1年以内に行うことが必要である。

### 4 「フラット35」（買取型）の融資率が10割に

フラット35（買取型）の融資率が、平成26年2月24日の資金交付以降、建設費または購入価額の9割から10割へと引き上げられた。ただし、9割を超えて借りる場合は、9割以下の場合よりも融資金利が高く設定され、審査も厳しい点には留意が必要である。

また、「フラット35」リフォームパックについても、融資上限が「中古住宅の購入価額とリフォーム工事費用の合計額の9割」または「中古住宅の購入価額の10割」のいずれか低い金額（上限8000万円）までとなった。なお、この場合は、借入金額が「中古住宅の購入価額とリフォーム工事費の合計額」の9割以下であれば、融資率が中古住宅購入価額の9割を超えていても、融資率9割以下の場合と同じ融資金利が適用される（中古住宅特例融資）。

## 5 財形住宅融資の金利引き下げ特例措置

財形住宅融資では、平成26年4月1日以降の新規申込み分より、常用雇用する労働者数が300人以下である企業に勤務する人に対しては、当初5年間、通常金利より0.2%引き下げた金利が適用される特例措置が実施されている。ただし、これは平成27年3月末までに申し込んだ場合に対する1年間の時限措置である。

# ●年金・社会保険

---

## 1 健康保険料率等

平成26年度の全国健康保険協会（協会けんぽ）の健康保険料率は、平成25年度の保険料率が据え置かれ、全国平均で10.0%である。

また、70～74歳の者（現役並み所得者を除く）の健康保険における自己負担割合は、1割（本来は2割）に据え置かれていたが、平成26年4月1日以降に70歳になる者（生年月日が昭和19年4月2日以降の者）については、70歳になる日の翌月から2割に引き上げられることになった。なお、平成26年3月31日までに70歳になった者の自己負担割合は引き続き1割に据え置かれる。

## 2 介護保険料率

平成26年度の全国健康保険協会（協会けんぽ）の介護保険料率は、平成25年度の保険料率の1.55%から0.17%引き上げられ、1.72%である。

## 3 労災保険料率

平成26年度の労災保険料率は、平成25年度の保険料率が据え置かれ、事業の種類に応じて1000分の2.5～1000分の89の範囲で定められている。

## 4 雇用保険料率

平成26年度の雇用保険料率は、平成25年度の保険料率が据え置かれ、一般の事業の場合は1000分の13.5である。

## 5 雇用保険制度の改正

雇用保険法の改正によって以下の改正が行われることになった。

### (1) 育児休業給付の充実

これまで育児休業給付は休業開始前の賃金の50%に相当する額であったが、平成26年4月1日以降に育児休業を開始した場合は、開始してから180日目までは、支給率が67%に引き上げられることになった。

### (2) 就業促進定着手当の創設

平成26年4月1日以降の再就職で、①再就職手当の支給を受けている、②同じ事業主に6カ月以上、雇用保険の被保険者として雇用されている、③再就職後6カ月間の賃金の1日分の額が離職前の賃金日額を下回る、の全ての要件を満たしている場合に、就業促進定着手当が支給されることになった。就業促進定着手当の額は、賃金減額分の6カ月分である。ただし、基本手当日額に支給残日数の40%を乗じた金額を上限とする。

### (3) 教育訓練給付金の拡充および教育訓練支援給付金の創設

平成26年10月1日以降に開始された教育訓練にかかる教育訓練給付金の拡充が行われる。具体的な内容は政令で定められるが、一定の要件のもとに、給付額を訓練費用の40%に引き上げられること、資格取得の上で就職に結びついた場合に訓練費用の20%が追加的に支給されること、年間の給付額の上限を48万円とすることなどが予定されている。

平成30年度までの暫定措置として、教育訓練支援給付金が創設される。45歳未満の離職者が一定の教育訓練を受講する場合に、基本手当の額の2分の1に相当する教育訓練支援給付金が支給される。

### (4) その他

特定理由離職者については、平成26年3月31日までに離職した場合は所定給付日数が特定受給資格者と同じになる暫定措置が講じられていたが、この措置が3年間延長されることになった。

## 6 平成26年度の年金額等

平成26年度の年金額等は、特例水準の段階的な解消による-1%と、本来水準の年金額の改定ルールによる+0.3%を合わせた改定が行われ、平成25年10月～平成26年3月の年金額から-0.7%の改定となる。なお、平成26年度の本来水準の年金額の改定は、当該年度の年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率(0.3%)よりも、平成25年平均の全国消費者物価指数(0.4%)の方が高いことから、名目手取り賃金変動率(0.3%)で改定される。

項目	平成26年度	(参考)	(参考)
		平成25年10月～平成26年3月	平成25年4月～平成25年9月
物価スライド率	0.961	0.968	0.978
老齢基礎年金(満額)	77万2,800円	77万8,500円	78万6,500円
振替加算(最高額)	22万2,400円	22万4,000円	22万6,300円
配偶者加給年金額(最高額)	38万6,400円	38万9,200円	39万3,200円
子の加算額(第2子まで)	22万2,400円	22万4,000円	22万6,300円
子の加算額(第3子以降)	7万4,100円	7万4,600円	7万5,400円
中高齢寡婦加算	57万9,700円	58万3,900円	58万9,900円

## 7 国民年金保険料

平成26年度の国民年金保険料は、月額1万5,250円(平成25年度は月額1万5,040円)となる。また、従来の国民年金保険料の前納制度に加えて、平成26年4月から、2年度分

の保険料を口座振替でまとめて納付する「2年前納」が始まった。平成26年4月における2年間の割引額は1万4,800円である。

国民年金保険料の免除・猶予を遡って申請できるのは、従来は直前の7月（学生納付特例は4月）までであったが、平成26年4月から、申請時点から2年1カ月前まで遡って申請できるようになった。また、国民年金保険料の若年者納付猶予制度の期限が10年延長され、平成37年6月までとなった。

## 8 保険料納付要件の特例措置の延長

遺族年金、障害年金の保険料納付要件の特例措置の期限が10年延長され、死亡日が平成38年4月1日前の場合は、死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がなければ保険料納付要件を満たすことになった。

## 9 老齢年金の繰下げ支給の改善

これまでは、老齢年金の受給権を取得した日から5年を経過した日以後に繰下げ請求があった場合は、請求の翌月から増額された年金が支給されていたが、平成26年4月からは、受給権を取得した日から5年を経過した日の属する月の翌月に遡って増額された年金が支給される。

## 10 厚生年金保険料

平成25年9月～平成26年8月分の保険料率は17.120%である。なお、平成26年9月～平成27年8月分の保険料率は17.474%となる見込みである。

## 11 厚生年金基金制度の見直し

平成25年6月26日に公布された「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」によって、平成26年4月1日以降、厚生年金基金の新設が認められなくなった。また、厚生年金基金の財政状況に応じて、解散促進や他の企業年金制度への移行支援などの措置が講じられる体制が整備された。

# ● 金融資産運用

---

## 1 個人向け国債の5年物と10年物が毎月発行に

3種類の個人向け国債のうち、5年物（固定5年債）と10年物（変動10年債）については3カ月に一度の発行であったが、平成25年12月募集分からは3年物と同じく毎月発行されることとなった。

# ● 相続・事業承継

---

## 1 非嫡出子（婚姻外に生まれた子）の法定相続分

「嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の2分の1とし」と規定されていた改正前民法900条4号ただし書前段の規定（以下、「嫡出に関する規定」という）に対し、最高裁判所が平成25年9月4日付で違憲決定をしたことに伴い、平成25年12月5日、民法の一部を改正する法律が成立し、嫡出でない子の相続分が嫡出子の相続分と同等になった（同月11日公布・施行）。

これを受け、相続人に非嫡出子がいる場合の相続税の計算については以下のように取り扱うこととされた。

### （1）平成25年9月4日以前に相続税額が確定している場合

申告または処分（以下、「申告等」という）により相続税額が確定している場合には、嫡出に関する規定を適用した相続分（非嫡出子は嫡出子の2分の1）に基づいて相続税額の計算を行っていたとしても、相続税額の是正はできない。

また、嫡出に関する規定を適用した相続分に基づいて、相続税額の計算を行っていることのみでは、更正の請求の事由には当たらない。

### （2）平成25年9月5日以後に相続税額が確定する場合

#### ① 平成25年9月4日以前に確定していた相続税額が異動する場合

##### a. 更正の請求または修正申告の場合

相続人が、所定の事由により、更正の請求書（更正の申出書を含む）または修正申告書により新たに確定すべき相続税額を計算するときは、嫡出に関する規定がないものとした相続分（非嫡出子と嫡出子の相続分は同じ）に基づいて、更正の請求または修正申告に係る相続税額を計算する。

##### b. 更正または決定の場合

税務署長が、財産の申告漏れ、評価誤りなどの理由により、更正または決定を行うときには、上記a.と同様、新たに確定すべき相続税額の計算に当たっては、嫡出に関する規定がないものとした相続分（非嫡出子と嫡出子の相続分は同じ）に基づいて、更正または決定に係る相続税額を計算する。

#### ② 平成25年9月5日以後に新たに相続税額が確定する場合

嫡出に関する規定がないものとした相続分（非嫡出子と嫡出子の相続分は同じ）に基づいて相続税額を計算する。

## 2 取引相場のない株式の評価における法人税等相当額

平成26年度税制改正により復興特別法人税が1年前倒して廃止されることに伴い、取引相場のない株式を純資産価額方式で評価する場合の「評価差額に対する法人税額等に相当する金額」の割合が40%に引き下げられた（改正前は42%）。

この取扱いは、平成26年4月1日以後に相続、遺贈または贈与により取得した財産の

評価について適用される。

なお、平成26年10月1日以後開始事業年度から法人住民税の一部を国税化した地方法人税が導入されるが、「評価差額に対する法人税額等に相当する金額」の割合には影響がなく、平成26年10月1日以後の相続、遺贈または贈与により取得した財産の評価においても40%が適用される。



# 《平成26年度税制改正・新旧対照表》

## I 秋の大綱での決定事項

### 民間投資の活性化

税目	項目	改正前	改正後	適用時期														
法人税・所得税・法人住民税・法人事業税	生産性向上設備投資促進税制の創設	(新設)	<p>青色申告法人が産業競争力強化法等のなかで規定される生産性向上設備等（①先端設備、②生産ラインやオペレーションの改善に資する設備）のうち一定規模以上のものを取得等した場合には、特別償却（即時償却）または税額控除（法人税額の20%を限度）を認める（所得税も同様）。</p> <p>(1) 2014年1月20日から2014年3月31日までの間に対象資産の取得等をした場合には、2014年4月1日を含む事業年度において、特別償却相当額の償却（即時償却）または5%（建物・構築物は3%）税額控除相当額の控除が適用可能。</p> <p>(2) 2014年1月20日から2016年3月31日までの間に対象資産の取得等をした場合には、特別償却相当額の償却（即時償却）または5%（建物・構築物は3%）税額控除相当額の控除が適用可能。</p> <p>(3) 2016年4月1日から2017年3月31日までの間に対象資産の取得等をした場合には、50%（建物・構築物は25%）の特別償却相当額の償却または4%（建物・構築物は2%）税額控除相当額の控除が適用可能。</p> <p>(注1) 先端設備とは、先端性に係る設備要件（旧モデルと比べて年平均1%以上生産性を向上させる最新モデル）を満たす次の資産をいう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>用途・細目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置</td> <td>限定なし</td> </tr> <tr> <td>工具</td> <td>ロール</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>試験・測定機器、冷凍機付陳列ケース、サーバー（中小企業者等のみ）など</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>断熱材・断熱窓</td> </tr> <tr> <td>建物附属設備</td> <td>ボイラー、LED照明など</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア (中小企業者等のみ)</td> <td>稼働状況等の情報を収集・分析・指示するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注2) 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備とは、生産性の向上に係る要件（投資計画における投資利益率が15%以上（中小企業者等は5%））を満たすことにつき経済産業局の確認を受けた投資計画に記載された機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアをいう。</p> <p>(注3) 上記の（注1）及び（注2）の資産は、その法人の事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。なお、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、福利厚生施設等は該当しない。</p> <p>(注4) 一定規模以上のものとは、次のものをいう。</p>	種類	用途・細目	機械装置	限定なし	工具	ロール	器具備品	試験・測定機器、冷凍機付陳列ケース、サーバー（中小企業者等のみ）など	建物	断熱材・断熱窓	建物附属設備	ボイラー、LED照明など	ソフトウェア (中小企業者等のみ)	稼働状況等の情報を収集・分析・指示するもの	2017年3月31日まで
種類	用途・細目																	
機械装置	限定なし																	
工具	ロール																	
器具備品	試験・測定機器、冷凍機付陳列ケース、サーバー（中小企業者等のみ）など																	
建物	断熱材・断熱窓																	
建物附属設備	ボイラー、LED照明など																	
ソフトウェア (中小企業者等のみ)	稼働状況等の情報を収集・分析・指示するもの																	

税目	項目	改正前	改正後	適用時期										
1	法人税・所得税・法人住民税・法人事業税 生産性向上設備投資促進税制の創設	(新設)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>取得価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置</td> <td>単品160万円以上</td> </tr> <tr> <td>工具・器具備品</td> <td>単品120万円以上（単品の取得価額が30万円以上で、かつ、一事業年度の取得価額の合計額が120万円以上のものを含む）</td> </tr> <tr> <td>建物・建物附属設備・構築物</td> <td>単品120万円以上（建物附属設備については、単品の取得価額が60万円以上で、かつ、一事業年度の取得価額の合計額が120万円以上のものを含む）</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>単品70万円以上（単品の取得価額が30万円以上で、かつ、一事業年度の取得価額の合計額が70万円以上のものを含む）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注5) 法人住民税及び法人事業税は中小企業者等に限る。</p>	種類	取得価額	機械装置	単品160万円以上	工具・器具備品	単品120万円以上（単品の取得価額が30万円以上で、かつ、一事業年度の取得価額の合計額が120万円以上のものを含む）	建物・建物附属設備・構築物	単品120万円以上（建物附属設備については、単品の取得価額が60万円以上で、かつ、一事業年度の取得価額の合計額が120万円以上のものを含む）	ソフトウェア	単品70万円以上（単品の取得価額が30万円以上で、かつ、一事業年度の取得価額の合計額が70万円以上のものを含む）	
種類	取得価額													
機械装置	単品160万円以上													
工具・器具備品	単品120万円以上（単品の取得価額が30万円以上で、かつ、一事業年度の取得価額の合計額が120万円以上のものを含む）													
建物・建物附属設備・構築物	単品120万円以上（建物附属設備については、単品の取得価額が60万円以上で、かつ、一事業年度の取得価額の合計額が120万円以上のものを含む）													
ソフトウェア	単品70万円以上（単品の取得価額が30万円以上で、かつ、一事業年度の取得価額の合計額が70万円以上のものを含む）													
2	法人税・所得税・法人住民税 研究開発税制の延長等	<p>税額控除額=(1)恒久措置+(2)時限措置</p> <p>(1) 恒久措置(総額型) 税額控除額*1=試験研究費の総額×8%~12%</p> <p>※1 法人税額の20%(2015年3月31日までの間に開始する各事業年度は30%)を限度</p> <p>(2) 時限措置(増加型と高水準型の選択適用) 適用期限:2014年3月31日までの間に開始する各事業年度</p> <p>増加型:税額控除額*2=試験研究費の増加額×5%</p> <p>高水準型:税額控除額*2=平均売上高の10%超の試験研究費の額×一定の控除率</p> <p>※2 法人税額の10%を限度(所得税も同様)</p>	<p>税額控除額=(1)恒久措置+(2)時限措置</p> <p>(1) 恒久措置(総額型) 改正なし</p> <p>(2) 時限措置(増加型と高水準型の選択適用) 適用期限:3年延長(2017年3月31日までの間に開始する各事業年度)</p> <p>増加型:税額控除額*2=試験研究費の増加額×30%(増加割合が30%未満の場合は増加割合)</p> <p>高水準型:改正なし</p> <p>※2 法人税額の10%を限度(所得税も同様)</p>	2017年3月31日まで										

### 中小企業対策

税目	項目	改正前	改正後	適用時期
1	法人税・所得税・法人住民税・法人事業税 中小企業投資促進税制の延長等	<p>中小企業者等が一定の資産を取得した場合には、取得価額の30%の特別償却または7%の税額控除(資本金3000万円以下の法人等に限る)を選択適用できる。</p> <p>適用期限:2014年3月31日までに取得した資産に適用する。</p> <p>(所得税も同様)</p>	<p>3年延長(2017年3月31日までに取得した資産に適用)する。</p> <p>2014年1月20日から2017年3月31日までの間に取得等した生産性向上設備等に該当するものについては即時償却または7%(10%)の税額控除*の選択適用を可能とし、税額控除における控除限度超過額は1年間の繰り越しが可能。</p> <p>なお、2014年1月20日から2014年3月31日までの間に生産性向上設備等を取得等した場合には、2014年4月1日を含む事業年度において、特別償却相当額または税額控除相当額の償却または繰越控除が適用可能。</p> <p>※ 税額控除は中小企業者等(資本金1億円以下の法人等)に適用を拡大する。特定中小企業者等(資本金3000万円以下の法人等)は10%の税額控除が適用可能。</p>	2017年3月31日まで
2	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長	<p>中小企業者等が取得した取得価額30万円未満の減価償却資産を年間合計額300万円に達するまで損金算入とすることができる。</p> <p>適用期限:2014年3月31日までに取得した資産に適用する。</p> <p>(所得税も同様)</p>	<p>2年延長(2016年3月31日までに取得した資産に適用)する。</p>	2016年3月31日まで

民間企業等によるベンチャー投資等の促進

税目	項目	改正前	改正後	適用時期
1	法人税・法人住民税・法人事業税 ベンチャー投資を促進するための税制措置の創設	(新設)	青色申告法人で2014年1月20日から2017年3月31日までの間に同法に基づく認定を受けた投資事業有限責任組合に係る契約を締結している法人（有限責任組合員に限り、適格機関投資家である場合には出資予定額が2億円以上のもの）が、同組合に対して出資をし、新事業開拓事業者の株式等を取得した場合において、新事業開拓事業者投資損失準備金（株式等の帳簿価額の80%を限度）を積み立てたときは、その積立金額を損金算入できる。この準備金は、その積み立てた事業年度の翌事業年度に全額を取り崩し、益金算入する。 (注) 2014年4月1日以後に終了する事業年度について適用する。	2014年1月20日から2017年3月31日まで
2	登録免許税 創業促進のための登録免許税の税率の軽減措置の創設	株式会社の設立の登記に対する税率 本則1000分の7（最低税額15万円）	個人が、産業競争力強化法に規定する認定創業支援事業計画に係る認定を受けた市区町村において、同計画に記載された特定創業支援事業による支援を受けて株式会社を設立する場合には、その株式会社の設立の登記に対する税率を1000分の3.5（最低税額7万5000円）に軽減する。	2014年1月20日から2016年3月31日まで

収益力の飛躍的な向上に向けた経営改革の促進

税目	項目	改正前	改正後	適用時期																												
1	法人税・法人住民税・法人事業税 事業再編を促進するための税制措置の創設	(新設)	青色申告法人で2014年1月20日から2017年3月31日までの間に同法に基づく認定を受けた法人が、積立期間内（特定事業再編計画の認定を受けた日から10年間）に、特定事業再編に係る特定会社の特定株式等（設立・資本金の額等の増加に伴う金銭の払い込み、合併、分社型分割・現物出資に伴い取得するもの）を取得した場合において、特定事業再編投資損失準備金（特定株式等の取得価額の70%を限度）を積み立てたときは、その積立金額を損金算入できる。 この準備金は、その積立期間終了後、5年間で均等額を取り崩し、益金算入する。 (注) 2014年4月1日以後に終了する事業年度について適用する。なお、2014年1月20日から2014年3月31日までの間に特定株式等の取得をした場合には、2014年4月1日を含む事業年度において、その準備金積立金相当額の損金算入ができる。	2014年1月20日から2017年3月31日まで																												
2	登録免許税 事業再編等に係る登録免許税の税率の軽減措置の創設	<table border="1"> <thead> <tr> <th>登記事項</th> <th>本則税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社の設立・増資</td> <td>1000分の7</td> </tr> <tr> <td>合併による株式会社の設立・増資</td> <td>1000分の1.5 (純増部分1000分の7)</td> </tr> <tr> <td>分割による株式会社の設立・増資</td> <td>1000分の7</td> </tr> <tr> <td>法人の設立等の場合</td> <td>不動産の所有権移転 1000分の20 船舶の所有権移転 1000分の28</td> </tr> <tr> <td>合併による法人の設立等の場合</td> <td>不動産の所有権移転 1000分の4 船舶の所有権移転 1000分の4</td> </tr> <tr> <td>分割による法人の設立等の場合</td> <td>不動産の所有権移転 1000分の20 船舶の所有権移転 1000分の28</td> </tr> </tbody> </table>	登記事項	本則税率	株式会社の設立・増資	1000分の7	合併による株式会社の設立・増資	1000分の1.5 (純増部分1000分の7)	分割による株式会社の設立・増資	1000分の7	法人の設立等の場合	不動産の所有権移転 1000分の20 船舶の所有権移転 1000分の28	合併による法人の設立等の場合	不動産の所有権移転 1000分の4 船舶の所有権移転 1000分の4	分割による法人の設立等の場合	不動産の所有権移転 1000分の20 船舶の所有権移転 1000分の28	<p>産業競争力強化法に規定する事業再編計画、特定事業再編計画または中小企業承継事業再生計画の認定を受けた認定事業者等がこれらの計画に基づき行う株式会社の設立等の登記に対する税率を軽減する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>登記事項</th> <th>軽減税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社の設立・増資</td> <td>1000分の3.5</td> </tr> <tr> <td>合併による株式会社の設立・増資</td> <td>1000分の1 (純増部分1000分の3.5)</td> </tr> <tr> <td>分割による株式会社の設立・増資</td> <td>1000分の5</td> </tr> <tr> <td>法人の設立等の場合</td> <td>不動産の所有権移転 1000分の16 船舶の所有権移転 1000分の23</td> </tr> <tr> <td>合併による法人の設立等の場合</td> <td>不動産の所有権移転 1000分の2 船舶の所有権移転 1000分の3</td> </tr> <tr> <td>分割による法人の設立等の場合</td> <td>不動産の所有権移転 1000分の4 船舶の所有権移転 1000分の23</td> </tr> </tbody> </table>	登記事項	軽減税率	株式会社の設立・増資	1000分の3.5	合併による株式会社の設立・増資	1000分の1 (純増部分1000分の3.5)	分割による株式会社の設立・増資	1000分の5	法人の設立等の場合	不動産の所有権移転 1000分の16 船舶の所有権移転 1000分の23	合併による法人の設立等の場合	不動産の所有権移転 1000分の2 船舶の所有権移転 1000分の3	分割による法人の設立等の場合	不動産の所有権移転 1000分の4 船舶の所有権移転 1000分の23	2014年1月20日から2016年3月31日まで
登記事項	本則税率																															
株式会社の設立・増資	1000分の7																															
合併による株式会社の設立・増資	1000分の1.5 (純増部分1000分の7)																															
分割による株式会社の設立・増資	1000分の7																															
法人の設立等の場合	不動産の所有権移転 1000分の20 船舶の所有権移転 1000分の28																															
合併による法人の設立等の場合	不動産の所有権移転 1000分の4 船舶の所有権移転 1000分の4																															
分割による法人の設立等の場合	不動産の所有権移転 1000分の20 船舶の所有権移転 1000分の28																															
登記事項	軽減税率																															
株式会社の設立・増資	1000分の3.5																															
合併による株式会社の設立・増資	1000分の1 (純増部分1000分の3.5)																															
分割による株式会社の設立・増資	1000分の5																															
法人の設立等の場合	不動産の所有権移転 1000分の16 船舶の所有権移転 1000分の23																															
合併による法人の設立等の場合	不動産の所有権移転 1000分の2 船舶の所有権移転 1000分の3																															
分割による法人の設立等の場合	不動産の所有権移転 1000分の4 船舶の所有権移転 1000分の23																															

設備投資につながる制度・規制面での環境整備への対応

税目	項目	改正前	改正後	適用時期
1	法人税・所得税 既存建築物の耐震改修投資の促進のための税制措置の創設	(新設)	青色申告法人で改正耐震改修促進法の耐震診断結果の報告を2015年3月31日までにを行った事業者は、2014年4月1日から耐震診断結果の報告を行った日以後5年を経過する日までの間に、耐震改修により取得し、または建設したその耐震改修対象建築物の部分について、その取得価額の25%の特別償却ができる。(所得税も同様)	2014年4月1日から耐震診断結果の報告を行った日以後5年間
2	固定資産税 固定資産税の課税標準の特例措置の創設	(新設)	<p>(1) 耐震改修を行った既存家屋に係る減額措置の創設 改正耐震改修促進法に基づき、耐震診断が義務づけられ、その結果が所管行政庁に報告された不特定多数の者が利用する大規模建築物等（非住宅）のうち、2014年4月1日から2017年3月31日までに政府の補助を受けて耐震基準に適合させるよう耐震改修工事を行い、その旨を市町村に申告したものに係る固定資産税について、工事が完了した年の翌年度から2年度分税額の2分の1（1年度分あたりの減額は改修費用の2.5%まで）を減額する措置を講ずる。</p> <p>(2) 浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置の創設 浸水想定区域内の地下街等の所有者または管理者が、水防法に規定された浸水防止計画に基づき、2014年4月1日から2017年3月31日までに取得した浸水防止用設備（止水版、防水扉、排水ポンプ及び換気口浸水防止機）に係る固定資産税について、課税標準を最初の5年間価格に3分の2を参酌して2分の1～6分の5の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする措置を講ずる。</p> <p>(3) ノンフロン製品に係る課税標準の特例措置の創設 2014年4月1日から2017年3月31日までに取得された自然冷媒を利用した一定の業務用冷凍・冷蔵機器に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格に4分の3を参酌して3分の2～6分の5の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする措置を講ずる。</p> <p>(4) 排出ガス規制に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置の創設 2014年10月から順次適用される新たな排出ガス基準を満たした特定特殊自動車（公道を走行しない建設機械、フォークリフト等）のうち、2014年4月1日から定格出力ごとに定められる規制の開始までの期間（定格出力が130kW以上560kW未満のものについては、2014年4月1日から規制の開始後1年を経過するまでの間）に取得されたものに係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1とする措置を講ずる。</p>	<p>(1) 2014年4月1日から2017年3月31日まで</p> <p>(2) 2014年4月1日から2017年3月31日まで</p> <p>(3) 2014年4月1日から2017年3月31日まで</p> <p>(4) 2014年4月1日から規制開始までの期間</p>

所得の拡大

税目	項目	改正前	改正後	適用時期
1	法人税・所得税・法人住民税 雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度（所得拡大促進税制）の拡充等	<p>青色申告法人が2013年4月1日から2016年3月31日までの間に開始する各事業年度において次の(1)、(2)及び(3)の要件を満たした場合、国内雇用者に対する給与等支給増加額について、10%の税額控除（法人税額の10%（中小企業者等は20%）を限度）を認める（所得税も同様）。</p> <p>(1) 給与等支給額の総額：基準事業年度から5%以上増加</p> <p>(2) 給与等支給額の総額：前事業年度以上</p> <p>(3) 給与等支給額の平均：前事業年度以上</p>	<p>2年延長（2018年3月31日までの間に開始する各事業年度まで適用）する。</p> <p>（注）2014年4月1日以後に終了する適用年度について適用する。なお、法人が同日を含む適用年度に改正後の制度を適用する場合において、経過事業年度（2013年4月1日以後に開始し、2014年4月1日前に終了する事業年度で改正前の制度の適用を受けていない事業年度）において改正後の要件の全てを満たすときは、その経過事業年度について改正後の規定を適用して算出される税額控除相当額をその適用年度において、その税額控除額に上乗せして法人税額から控除できる。</p> <p>(1) ①2015年4月1日前に開始する事業年度2%以上（2014年4月1日前に終了する事業年度にも適用する。） ②2015年4月1日から2016年3月31日までに開始する事業年度3%以上 ③2016年4月1日から2018年3月31日までに開始する事業年度5%以上</p> <p>(2) 改正なし</p> <p>(3) 継続雇用者に対する給与等に見直した上で平均給与等支給額を上回ることとする。</p>	2018年3月31日まで

Ⅱ 年末での決定事項

個人所得課税

税目	項目	改正前	改正後	適用時期																																														
(給与所得控除の見直し)																																																		
1	所得税・個人住民税 給与所得控除の上限の引き下げ	<p>給与所得控除額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>収入金額</th> <th>給与所得控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>162万5000円以下</td> <td>65万円</td> </tr> <tr> <td>162万5000円超 180万円以下</td> <td>収入金額×40%</td> </tr> <tr> <td>180万円超 360万円以下</td> <td>収入金額×30%+18万円</td> </tr> <tr> <td>360万円超 660万円以下</td> <td>収入金額×20%+54万円</td> </tr> <tr> <td>660万円超 1000万円以下</td> <td>収入金額×10%+120万円</td> </tr> <tr> <td>1000万円超 1500万円以下</td> <td>収入金額×5%+170万円</td> </tr> <tr> <td>1500万円超</td> <td>245万円</td> </tr> </tbody> </table>	収入金額	給与所得控除額	162万5000円以下	65万円	162万5000円超 180万円以下	収入金額×40%	180万円超 360万円以下	収入金額×30%+18万円	360万円超 660万円以下	収入金額×20%+54万円	660万円超 1000万円以下	収入金額×10%+120万円	1000万円超 1500万円以下	収入金額×5%+170万円	1500万円超	245万円	<p>(1) 給与所得控除額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>収入金額</th> <th>給与所得控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>162万5000円以下</td> <td>65万円</td> </tr> <tr> <td>162万5000円超 180万円以下</td> <td>収入金額×40%</td> </tr> <tr> <td>180万円超 360万円以下</td> <td>収入金額×30%+18万円</td> </tr> <tr> <td>360万円超 660万円以下</td> <td>収入金額×20%+54万円</td> </tr> <tr> <td>660万円超 1000万円以下</td> <td>収入金額×10%+120万円</td> </tr> <tr> <td>1000万円超 1200万円以下</td> <td>収入金額×5%+170万円</td> </tr> <tr> <td>1200万円超</td> <td>230万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 給与所得控除額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>収入金額</th> <th>給与所得控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>162万5000円以下</td> <td>65万円</td> </tr> <tr> <td>162万5000円超 180万円以下</td> <td>収入金額×40%</td> </tr> <tr> <td>180万円超 360万円以下</td> <td>収入金額×30%+18万円</td> </tr> <tr> <td>360万円超 660万円以下</td> <td>収入金額×20%+54万円</td> </tr> <tr> <td>660万円超 1000万円以下</td> <td>収入金額×10%+120万円</td> </tr> <tr> <td>1000万円超</td> <td>220万円</td> </tr> </tbody> </table>	収入金額	給与所得控除額	162万5000円以下	65万円	162万5000円超 180万円以下	収入金額×40%	180万円超 360万円以下	収入金額×30%+18万円	360万円超 660万円以下	収入金額×20%+54万円	660万円超 1000万円以下	収入金額×10%+120万円	1000万円超 1200万円以下	収入金額×5%+170万円	1200万円超	230万円	収入金額	給与所得控除額	162万5000円以下	65万円	162万5000円超 180万円以下	収入金額×40%	180万円超 360万円以下	収入金額×30%+18万円	360万円超 660万円以下	収入金額×20%+54万円	660万円超 1000万円以下	収入金額×10%+120万円	1000万円超	220万円	<p>(1) 所得税は2016年分、個人住民税は2017年度分</p> <p>(2) 所得税は2017年分以後、個人住民税は2018年度分以後</p>
収入金額	給与所得控除額																																																	
162万5000円以下	65万円																																																	
162万5000円超 180万円以下	収入金額×40%																																																	
180万円超 360万円以下	収入金額×30%+18万円																																																	
360万円超 660万円以下	収入金額×20%+54万円																																																	
660万円超 1000万円以下	収入金額×10%+120万円																																																	
1000万円超 1500万円以下	収入金額×5%+170万円																																																	
1500万円超	245万円																																																	
収入金額	給与所得控除額																																																	
162万5000円以下	65万円																																																	
162万5000円超 180万円以下	収入金額×40%																																																	
180万円超 360万円以下	収入金額×30%+18万円																																																	
360万円超 660万円以下	収入金額×20%+54万円																																																	
660万円超 1000万円以下	収入金額×10%+120万円																																																	
1000万円超 1200万円以下	収入金額×5%+170万円																																																	
1200万円超	230万円																																																	
収入金額	給与所得控除額																																																	
162万5000円以下	65万円																																																	
162万5000円超 180万円以下	収入金額×40%																																																	
180万円超 360万円以下	収入金額×30%+18万円																																																	
360万円超 660万円以下	収入金額×20%+54万円																																																	
660万円超 1000万円以下	収入金額×10%+120万円																																																	
1000万円超	220万円																																																	
(金融・証券税制)																																																		
2	所得税・個人住民税 NISA口座開設等の柔軟化・簡素化	<p>(1) 同一勘定設定期間内（2014年から2017年の4年間、2018年から2021年の4年間、2022年から2023年の2年間）における口座開設金融機関の変更ができない。</p> <p>(2) 一度開設したNISA口座を廃止した場合、同一勘定設定期間内の再設定はできない。</p>	<p>(1) 1年単位で、NISA口座を開設する金融機関の変更を認める。</p> <p>(2) NISA口座を廃止した場合、翌年以降にNISA口座を再開設することを認める。</p>	2015年1月1日以後に変更届出書または廃止届出書が提出される場合																																														

税目	項目	改正前	改正後	適用時期																	
3	所得税・個人住民税 特定公社債の範囲の見直し	(1) 特定公社債の範囲 ・国債、地方債、外国国債、外国地方債 ・公募公社債、上場公社債 ・発行日前6月以内に有価証券報告書等を提出している法人が発行する社債 ・外国社債のうち、国内において売出しがされたもの ・2015年12月31日以前に発行された公社債など  (2) 同族会社が発行した社債で同族会社の役員等が支払いを受けるものの課税関係	(1) 特定公社債の範囲  ・発行日前9月以内（外国法人は12月以内）に有価証券報告書等を提出している法人が発行する社債  ・2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除く）  (2) 同族会社が発行した社債で同族会社の役員等が支払いを受けるものの課税関係	2016年1月1日以後に行う上場株式等の譲渡																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">2016年～</th> </tr> <tr> <th></th> <th>2015年以前発行分 (特定公社債)</th> <th>2016年以後発行分 (一般公社債)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利子所得</td> <td>20%申告分離課税</td> <td>総合課税</td> </tr> <tr> <td>譲渡所得</td> <td>20%申告分離課税</td> <td>20%申告分離課税</td> </tr> </tbody> </table>	2016年～				2015年以前発行分 (特定公社債)	2016年以後発行分 (一般公社債)	利子所得	20%申告分離課税	総合課税	譲渡所得	20%申告分離課税	20%申告分離課税	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">2016年～ (一般公社債)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>総合課税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利子所得</td> <td></td> </tr> <tr> <td>譲渡所得</td> <td>20%申告分離課税</td> </tr> </tbody> </table>	2016年～ (一般公社債)			総合課税	利子所得	
2016年～																					
	2015年以前発行分 (特定公社債)	2016年以後発行分 (一般公社債)																			
利子所得	20%申告分離課税	総合課税																			
譲渡所得	20%申告分離課税	20%申告分離課税																			
2016年～ (一般公社債)																					
	総合課税																				
利子所得																					
譲渡所得	20%申告分離課税																				
4	ストックオプション課税の適正化	(1) 税制適格 権利行使時⇒課税なし  (2) 税制不適格 権利行使時⇒課税（給与所得等） 権利行使前に発行会社に譲渡⇒課税（譲渡所得（20%申告分離課税））	(1) 税制適格 権利行使時⇒課税なし（改正なし）  (2) 税制不適格 権利行使時⇒課税（給与所得等）（改正なし） 権利行使前に発行会社に譲渡⇒課税（給与所得等）	2014年4月1日以後に行う新株予約権等の譲渡																	
(土地・住宅税制)																					
5	既存住宅の取得に係る住宅ローン減税等の特例措置の拡充	耐震基準に適合しない既存住宅を取得し、耐震改修工事を行った後に入居する場合は、住宅ローン減税等の適用を受けられない。	耐震基準に適合しない既存住宅を取得した場合に、その取得の日までに耐震改修工事の申請等をし、かつ、その者の居住の用に供する日までに耐震改修工事を完了している等の一定の要件を満たすときは、住宅ローン減税等の適用対象に追加する。	2014年4月1日以後に取得し、自己の居住の用に供する場合																	
6	所得税・個人住民税 居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例措置の延長等	個人が所有期間10年超で譲渡資産の譲渡対価が1.5億円以下など一定の要件に該当する居住用財産を譲渡し一定の要件に該当する居住用財産に買い換えた場合には譲渡益を繰り延べる。 適用期限：2013年12月31日までの譲渡について適用する。	譲渡資産の譲渡対価に係る要件を1億円以下に引き下げる。  適用期限：2年（2015年12月31日まで）延長する。	2014年1月1日以後の譲渡																	
7	所得税・個人住民税 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の延長	(1) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除制度 個人が所有期間5年超など一定の要件に該当する居住用財産を譲渡し一定の要件に該当する居住用財産に買い換えた場合には譲渡損を損益通算及び繰越控除できる。 適用期限：2013年12月31日までの譲渡について適用する。  (2) 特定の居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除制度 個人が所有期間5年超など一定の要件に該当する居住用財産を譲渡した場合には譲渡損（一定の限度額まで）を損益通算及び繰越控除できる。 適用期限：2013年12月31日までの譲渡について適用する。	(1) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除制度  適用期限：2年（2015年12月31日まで）延長する。  (2) 特定の居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除制度  適用期限：2年（2015年12月31日まで）延長する。	2015年12月31日までの譲渡																	

税目	項目	改正前	改正後	適用時期
(租税特別措置法)				
8	所得稅 政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除（所得控除）または所得稅の特別控除（税額控除）制度	2014年12月31日までの期間において支出した政治活動に関する寄附金で一定のものについては、寄附金控除（所得控除）または所得稅の特別控除（税額控除）の選択適用とする。	5年（2019年12月31日まで）延長する。	2019年12月31日まで
9	相続財産に係る譲渡所得の課税の特例（相続稅の取得費加算）の見直し	(1) 相続財産である土地等を譲渡した場合の取得費加算額 $\frac{\text{その者が相続した土地等（全部）に係る課税価格}}{\text{その者の相続稅の課税価格}} \times \text{相続稅額}$ (2) 相続財産である土地等以外の財産を譲渡した場合の取得費加算額 $\frac{\text{その者が譲渡した財産に係る課税価格}}{\text{その者の相続稅の課税価格}} \times \text{相続稅額}$	(1) 相続財産である土地等を譲渡した場合の取得費加算額 $\frac{\text{その者が譲渡した土地等に係る課税価格}}{\text{その者の相続稅の課税価格}} \times \text{相続稅額}$ (2) 相続財産である土地等以外の財産を譲渡した場合の取得費加算額 改正なし	2015年1月1日以後に開始する相続等により取得した資産を譲渡した場合
10	所得稅・個人住民稅 生活に通常必要でない資産の範囲の拡充	次に掲げる資産は、「生活に通常必要でない資産」として、その譲渡損失の他の所得との損益通算及び雑損控除を適用することができないこととされている。 ①競走馬（事業用と認められるものを除く）その他射ここの行為の手段となる動産 ②居住の用に供しない家屋で主として趣味、娯楽または保養の用に供する目的で所有するもの（別荘等）、その他主として趣味、娯楽、保養または鑑賞の目的で所有する不動産 ③貴石、貴金属、真珠、書画、骨とう及び美術工芸品等で30万円超のもの、その他生活の用に供する動産のうち生活用動産以外のもの	左記②の範囲に、「主として趣味、娯楽、保養または鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産（ゴルフ会員権、リゾート会員権など）」を加える。	2014年4月1日以後に行う資産の譲渡等
11	所得稅・個人住民稅 雑損控除の対象となる資産の損失金額の算定方法の見直し	次のいずれか多い金額 ①（災害等による資産の損失の金額※＋災害関連支出の金額）一年間所得金額×10% ※ 災害等による資産の損失の金額は、損失発生直前の資産の価額（時価）を基礎として計算する。 ②災害関連支出の金額－5万円	災害等による資産の損失の金額は、納税者が次のいずれかの価額を選択することができる。 ・損失発生直前の資産の価額（時価） ・資産の取得価額－減価償却費累積額相当額（耐用年数が1.5倍した年数による旧定額法により計算）	2014年度分以後
12	企業型確定拠出年金の拠出限度額の引き上げ	企業型確定拠出年金の拠出限度額（小規模企業共済等掛金控除） ①他に企業年金なし 月額5万1000円 ②他に企業年金あり 月額2万5500円	企業型確定拠出年金の拠出限度額（小規模企業共済等掛金控除） ①他に企業年金なし 月額5万5000円 ②他に企業年金あり 月額2万7500円	2014年10月1日から（予定）
13	所得稅 公的年金等に係る確定申告不要制度の見直し	公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金以外の他の所得が20万円以下の場合には、確定申告の必要はない。	(1) 源泉徴収の対象とならない公的年金等の支給を受ける者は、確定申告不要制度を適用できないこととする。 (2) 2以上の居住者の控除対象配偶者または扶養親族に該当する者や、いずれの居住者の控除対象配偶者または扶養親族に該当するかの判定の基礎となる申告書等の範囲に、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を加える。	(1) 2015年分以後 (2) 2014年分以後
14	国民健康保險稅 国民健康保險稅の引き上げ	(1) 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額 14万円 (2) 介護納付金課税額に係る課税限度額 12万円	(1) 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額 16万円 (2) 介護納付金課税額に係る課税限度額 14万円	2014年度分以後

資産課税

税目	項目	改正前	改正後	適用時期
1	相続税・贈与税の納税猶予等の創設	(新設)	<p>(1) 相続税 個人が、一定の要件を満たして厚生労働大臣の認定を受けた認定医療法人の持分を相続または遺贈により取得した場合、担保の提供を要件に、その個人が納付すべき相続税額のうちその認定医療法人の持分に係る課税価格に対応する相続税額について、移行計画の期間満了まで納税を猶予し、移行期間内にその個人が持分の全てを放棄したときは、猶予税額が免除される。</p> <p>(2) 贈与税 持分の定めのある医療法人の出資者が持分を放棄したことにより、他の出資者に贈与税が課される場合において、その医療法人が認定医療法人であるときは、担保の提供を条件に、他の出資者の持分の増加額（経済的利益）に係る贈与税について、移行計画の期間満了までの納税を猶予し、移行期間内に納税猶予の適用を受けている他の出資者が持分の全てを放棄したときは、猶予税額が免除される。</p>	2014年10月1日以後の相続若しくは遺贈またはみなし贈与に係る相続税または贈与税
2	農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し	1996年4月1日以後に特例適用農地等を収用交換等により譲渡した場合に、納税期限が確定した相続税額とともに納付することとなる利子税については、2分の1を免除する。	2014年4月1日から2021年3月31日までの間に特例適用農地等を収用交換等により譲渡した場合には、利子税の全額を免除する。	2014年4月1日以後の収用交換等のための譲渡
3	贈与税	<p>既存住宅の取得に係る住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税措置等の拡充</p> <p>①直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置 ②特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例</p>	耐震基準に適合しない既存住宅を取得した場合に、その取得の日までに耐震改修工事の申請等をし、かつ、その者の居住の用に供する日までに耐震改修工事を完了している等の一定の要件を満たすときは、適用対象に追加する。	2014年4月1日以後の贈与
4	相続税	被相続人の死亡によって、被相続人に支給されるべきであった退職手当金、功労金その他これらに準ずる給与（退職手当金等）を受け取る場合で、被相続人の死亡後3年以内に支給が確定したものは、相続財産とみなされて相続税の課税対象となる。	<p>次に掲げる一時金等について、相続税法上のみなし相続財産（退職手当金等に含まれる給付）として相続税の課税対象とするとともに、法定相続人1人あたり500万円までの非課税制度の対象とする。</p> <p>①小規模企業共済制度の加入対象者に追加される小規模企業者の死亡に伴い支給を受ける一時金 ②国家公務員共済、地方公務員共済及び私立学校教職員共済に創設される退職等年金給付のうち、共済組合員等の死亡に伴い遺族が支給を受ける一時金等</p>	2015年10月1日以後の支給
5	登録免許税の特例措置の延長	<p>(1) 認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に対する税率の軽減措置 ①所有権の保存登記：1000分の1 ②所有権の移転登記：1000分の1（一戸建ては1000分の2）</p> <p>(2) 認定低炭素住宅の所有権の保存登記等に対する税率の軽減措置 ①所有権の保存登記：1000分の1 ②所有権の移転登記：1000分の1 適用期限：(1)と(2)ともに2014年3月31日まで適用する。</p>	適用期限：(1)と(2)ともに2年（2016年3月31日まで）延長する。	2016年3月31日まで



税目	項目	改正前	改正後	適用時期
6	不動産取得税 不動産取得税の特例措置の延長等	<p>(1) 新築の認定長期優良住宅に係る課税標準の特例措置 課税標準からの控除額を一般住宅特例より拡大し、1300万円とする。 適用期限：2014年3月31日までの取得について適用する。</p> <p>(2) 既存住宅の取得に係る課税標準の特例措置 耐震基準に適合しない既存住宅を取得し、耐震改修工事を行った後に入居する場合は、課税標準の特例措置の適用を受けられない。</p> <p>(3) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る減額措置 土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和（原則2年以内から3年以内（一定の場合は4年以内））する特例措置 適用期限：2014年3月31日までの取得について適用する。</p>	<p>(1) 新築の認定長期優良住宅に係る課税標準の特例措置 適用期限：2年（2016年3月31日まで）延長する。</p> <p>(2) 既存住宅の取得に係る課税標準の特例措置 耐震基準に適合しない既存住宅を取得した場合に、その取得の日までに耐震改修工事の申請等をし、かつ、その者の居住の用に供する日までに耐震改修工事を完了している等の一定の要件を満たすときは、適用対象に追加する。</p> <p>(3) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る減額措置 適用期限：2年（2016年3月31日まで）延長する。</p>	(1)及び(3)は2016年3月31日まで (2)は2014年4月1日以後
7	固定資産税 固定資産税の減額措置の延長	<p>(1) 新築の認定長期優良住宅に係る減額措置 ①中高層耐火建築物以外：5年度分の固定資産税に限り2分の1減額する。 ②中高層耐火建築物：7年度分の固定資産税に限り2分の1減額する。 (2) 新築住宅に係る減額措置 新築された住宅について、3年度分に限り、その住宅に係る固定資産税の2分の1を減額する。 適用期限：(1)と(2)ともに2014年3月31日までに新築されたものについて適用する。</p>	適用期限：(1)と(2)ともに2年（2016年3月31日まで）延長する。	2016年3月31日まで

### 法人課税

税目	項目	改正前	改正後	適用時期
1	復興特別法人税 復興特別法人税の1年前倒し廃止	2012年4月1日から2015年3月31日までの期間内に、最初に開始する事業年度開始の日から3年間の各事業年度の法人税は、税額に10%が上乘せさる。	<p>(1) 復興特別法人税の廃止 課税期間を1年前倒しして終了することとする。</p> <p>(2) 法人に課される復興特別所得税の法人税額からの控除 復興特別法人税の課税期間終了後、利子及び配当等に課される復興特別所得税の額は、各事業年度の法人税額から控除する。この場合に、控除しきれなかった金額があるときは、その金額を還付する。 また、法人住民税においても所要の措置を講ずる。</p>	2014年3月31日までの期間に開始する事業年度
2	法人税 交際費等の損金不算入制度の見直し	法人が支出する交際費等は損金不算入（中小法人は800万円以下を全額損金算入）。 適用期限：2014年3月31日までに開始する事業年度に適用する。	<p>次の見直しを行った上、適用期限を2年（2016年3月31日まで）延長する。</p> <p>(1) 中小法人 次の①と②いずれかの選択適用 ①交際費等の額のうち、800万円以下を全額損金算入 ②交際費等の額のうち、飲食のために支出する費用の額の50%を損金算入 (注) 飲食のために支出する費用には、専らその法人の役員、従業員等に対する接待等のために支出する費用（いわゆる社内接待費）を含まない。</p> <p>(2) 中小法人以外 交際費等の額のうち、飲食のために支出する費用の額の50%を損金算入 (その他の交際費等は全額損金不算入)</p>	2016年3月31日までに開始する事業年度

税目	項目	改正前	改正後	適用時期																																								
3	法人税・所得税 雇用増加による法人税額の特別控除の特例の延長	増加した雇用保険一般被保険者1人あたり40万円の税額控除（法人税額10%（中小企業等は20%）を限度）する。 適用期限：2014年3月31日までの間に開始する事業年度に適用する。 （所得税も同様）	適用期限：2年（2016年3月31日まで）延長する。	2016年3月31日までに開始する事業年度																																								
4	法人税 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例の延長	法人が使途秘匿金の支出を行った場合には、通常の法人税のほかに、その使途秘匿金の支出額に対し40%の特別税率による法人税を課税する。 適用期限：2014年3月31日までの支出に適用する。	適用期限を撤廃する。	無期限																																								
5	中小企業者等以外の法人の欠損金の繰り戻しによる還付の不適用措置の延長	中小企業者等以外の法人の欠損金の繰り戻しによる還付は、解散等の事実が生じている場合を除き、原則として不適用とする。 適用期限：2014年3月31日までに終了する各事業年度に適用する。	適用期限：2年（2016年3月31日まで）延長する。	2016年3月31日までに終了する事業年度																																								
6	法人住民税 法人住民税法人税割の税率の改正	法人住民税法人税割の税率 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>標準税率</th> <th>制限税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道府県民税法人税割</td> <td>5.0%</td> <td>6.0%</td> </tr> <tr> <td>市町村民税法人税割</td> <td>12.3%</td> <td>14.7%</td> </tr> </tbody> </table>		標準税率	制限税率	道府県民税法人税割	5.0%	6.0%	市町村民税法人税割	12.3%	14.7%	法人住民税法人税割の税率 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>標準税率</th> <th>制限税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道府県民税法人税割</td> <td>3.2%</td> <td>4.2%</td> </tr> <tr> <td>市町村民税法人税割</td> <td>9.7%</td> <td>12.1%</td> </tr> </tbody> </table>		標準税率	制限税率	道府県民税法人税割	3.2%	4.2%	市町村民税法人税割	9.7%	12.1%	2014年10月1日以後に開始する事業年度																						
	標準税率	制限税率																																										
道府県民税法人税割	5.0%	6.0%																																										
市町村民税法人税割	12.3%	14.7%																																										
	標準税率	制限税率																																										
道府県民税法人税割	3.2%	4.2%																																										
市町村民税法人税割	9.7%	12.1%																																										
7	地方法人税 地方法人税（国税）（仮称）の創設	（新設）	<ol style="list-style-type: none"> <li>納税義務者 法人税を納める義務がある法人</li> <li>税額の計算 各事業年度の基準法人税額（課税標準）に4.4%の税率を乗じて計算した金額とする。</li> <li>申告納付 申告期限は法人税と同一とし、申告納付は国（税務署）に対して行う。</li> </ol>	2014年10月1日以後に開始する事業年度																																								
8	地方法人特別税 地方法人特別税の税率の改正	地方法人特別税の税率 <table border="1"> <thead> <tr> <th>付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率</th> <th>148%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率</td> <td>81%</td> </tr> <tr> <td>収入割額によって法人事業税を課税される法人の収入割額に対する税率</td> <td>81%</td> </tr> </tbody> </table>	付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	148%	所得割額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	81%	収入割額によって法人事業税を課税される法人の収入割額に対する税率	81%	地方法人特別税の税率 <table border="1"> <thead> <tr> <th>付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率</th> <th>67.4%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率</td> <td>43.2%</td> </tr> <tr> <td>収入割額によって法人事業税を課税される法人の収入割額に対する税率</td> <td>43.2%</td> </tr> </tbody> </table>	付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	67.4%	所得割額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	43.2%	収入割額によって法人事業税を課税される法人の収入割額に対する税率	43.2%	2014年10月1日以後に開始する事業年度																												
付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	148%																																											
所得割額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	81%																																											
収入割額によって法人事業税を課税される法人の収入割額に対する税率	81%																																											
付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	67.4%																																											
所得割額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	43.2%																																											
収入割額によって法人事業税を課税される法人の収入割額に対する税率	43.2%																																											
9	法人事業税 法人事業税（所得割及び収入割に限る）の税率の改正	<ol style="list-style-type: none"> <li>資本金の額または出資金の額1億円超の普通法人の所得割の標準税率  <table border="1"> <tbody> <tr> <td>年400万円以下の所得</td> <td>1.5%</td> </tr> <tr> <td>年400万円超800万円以下の所得</td> <td>2.2%</td> </tr> <tr> <td>年800万円超の所得</td> <td>2.9%</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>資本金の額または出資金の額が1億円以下の普通法人等の所得割の標準税率  <table border="1"> <tbody> <tr> <td>年400万円以下の所得</td> <td>2.7%</td> </tr> <tr> <td>年400万円超800万円以下の所得</td> <td>4.0%</td> </tr> <tr> <td>年800万円超の所得</td> <td>5.3%</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>特別法人の所得割の標準税率  <table border="1"> <tbody> <tr> <td>年400万円以下の所得</td> <td>2.7%</td> </tr> <tr> <td>年400万円超の所得</td> <td>3.6%</td> </tr> <tr> <td>（特定の協同組合等の年10億円超の所得）</td> <td>4.3%</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>収入金額課税法人の収入割の標準税率  <table border="1"> <tbody> <tr> <td>電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人の収入金額に対する税率</td> <td>0.7%</td> </tr> </tbody> </table> </li> </ol>	年400万円以下の所得	1.5%	年400万円超800万円以下の所得	2.2%	年800万円超の所得	2.9%	年400万円以下の所得	2.7%	年400万円超800万円以下の所得	4.0%	年800万円超の所得	5.3%	年400万円以下の所得	2.7%	年400万円超の所得	3.6%	（特定の協同組合等の年10億円超の所得）	4.3%	電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人の収入金額に対する税率	0.7%	<ol style="list-style-type: none"> <li>資本金の額または出資金の額が1億円超の普通法人の所得割の標準税率  <table border="1"> <tbody> <tr> <td>年400万円以下の所得</td> <td>2.2%</td> </tr> <tr> <td>年400万円超800万円以下の所得</td> <td>3.2%</td> </tr> <tr> <td>年800万円超の所得</td> <td>4.3%</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>資本金の額または出資金の額が1億円以下の普通法人等の所得割の標準税率  <table border="1"> <tbody> <tr> <td>年400万円以下の所得</td> <td>3.4%</td> </tr> <tr> <td>年400万円超800万円以下の所得</td> <td>5.1%</td> </tr> <tr> <td>年800万円超の所得</td> <td>6.7%</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>特別法人の所得割の標準税率  <table border="1"> <tbody> <tr> <td>年400万円以下の所得</td> <td>3.4%</td> </tr> <tr> <td>年400万円超の所得</td> <td>4.6%</td> </tr> <tr> <td>（特定の協同組合等の年10億円超の所得）</td> <td>5.5%</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>収入金額課税法人の収入割の標準税率  <table border="1"> <tbody> <tr> <td>電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人の収入金額に対する税率</td> <td>0.9%</td> </tr> </tbody> </table> </li> </ol>	年400万円以下の所得	2.2%	年400万円超800万円以下の所得	3.2%	年800万円超の所得	4.3%	年400万円以下の所得	3.4%	年400万円超800万円以下の所得	5.1%	年800万円超の所得	6.7%	年400万円以下の所得	3.4%	年400万円超の所得	4.6%	（特定の協同組合等の年10億円超の所得）	5.5%	電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人の収入金額に対する税率	0.9%	2014年10月1日以後に開始する事業年度
年400万円以下の所得	1.5%																																											
年400万円超800万円以下の所得	2.2%																																											
年800万円超の所得	2.9%																																											
年400万円以下の所得	2.7%																																											
年400万円超800万円以下の所得	4.0%																																											
年800万円超の所得	5.3%																																											
年400万円以下の所得	2.7%																																											
年400万円超の所得	3.6%																																											
（特定の協同組合等の年10億円超の所得）	4.3%																																											
電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人の収入金額に対する税率	0.7%																																											
年400万円以下の所得	2.2%																																											
年400万円超800万円以下の所得	3.2%																																											
年800万円超の所得	4.3%																																											
年400万円以下の所得	3.4%																																											
年400万円超800万円以下の所得	5.1%																																											
年800万円超の所得	6.7%																																											
年400万円以下の所得	3.4%																																											
年400万円超の所得	4.6%																																											
（特定の協同組合等の年10億円超の所得）	5.5%																																											
電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人の収入金額に対する税率	0.9%																																											

消費課税

税目	項目	改正前	改正後	適用時期																																																		
(車体課税の見直し)																																																						
1	自動車重量税のエコカー減税の見直し	<p>エコカー減税</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象車</th> <th colspan="2">減税率</th> </tr> <tr> <th>1回目車検</th> <th>2回目車検</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、ハイブリッド自動車等</td> <td>免税</td> <td>▲50%</td> </tr> <tr> <td>2015年度燃費基準+20%超達成</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2015年度燃費基準+10%超達成</td> <td>▲75%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2015年度燃費基準達成</td> <td>▲50%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象車	減税率		1回目車検	2回目車検	電気自動車、ハイブリッド自動車等	免税	▲50%	2015年度燃費基準+20%超達成			2015年度燃費基準+10%超達成	▲75%		2015年度燃費基準達成	▲50%		<p>エコカー減税</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象車</th> <th colspan="2">減税率</th> </tr> <tr> <th>1回目車検</th> <th>2回目車検</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、ハイブリッド自動車等</td> <td>免税</td> <td>免税</td> </tr> <tr> <td>2015年度燃費基準+20%超達成</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2015年度燃費基準+10%超達成</td> <td>▲75%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2015年度燃費基準達成</td> <td>▲50%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象車	減税率		1回目車検	2回目車検	電気自動車、ハイブリッド自動車等	免税	免税	2015年度燃費基準+20%超達成			2015年度燃費基準+10%超達成	▲75%		2015年度燃費基準達成	▲50%		2014年4月1日以後に新規検査を受ける場合																
		対象車		減税率																																																		
1回目車検	2回目車検																																																					
電気自動車、ハイブリッド自動車等	免税	▲50%																																																				
2015年度燃費基準+20%超達成																																																						
2015年度燃費基準+10%超達成	▲75%																																																					
2015年度燃費基準達成	▲50%																																																					
対象車	減税率																																																					
	1回目車検	2回目車検																																																				
電気自動車、ハイブリッド自動車等	免税	免税																																																				
2015年度燃費基準+20%超達成																																																						
2015年度燃費基準+10%超達成	▲75%																																																					
2015年度燃費基準達成	▲50%																																																					
2	自動車重量税の税率の見直し	<p>経年車に係る重課</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種</th> <th rowspan="2">車検期間</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>車両重量</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">乗用自動車</td> <td>2年</td> <td>車両重量0.5tごと</td> <td>10000円</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>〃</td> <td>5000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">トラック</td> <td>1年</td> <td>車両総重量1tごと</td> <td>5000円</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>車両総重量2.5t以下</td> <td>3800円</td> </tr> </tbody> </table>	車種	車検期間	税率		車両重量	税率	乗用自動車	2年	車両重量0.5tごと	10000円	1年	〃	5000円	トラック	1年	車両総重量1tごと	5000円	1年	車両総重量2.5t以下	3800円	<p>経年車に係る重課</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種</th> <th rowspan="2">車検期間</th> <th rowspan="2">車両重量</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>2014年4月1日~2016年3月31日</th> <th>2016年4月1日以後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">乗用自動車</td> <td>2年</td> <td>0.5tごと</td> <td>1万800円</td> <td>1万1400円</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>〃</td> <td>5400円</td> <td>5700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">トラック</td> <td>1年</td> <td>車両総重量2.5t超</td> <td>5400円</td> <td>5700円</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>車両総重量1tごと</td> <td>5400円</td> <td>5700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">トラック</td> <td>1年</td> <td>〃</td> <td>3900円</td> <td>4100円</td> </tr> </tbody> </table>	車種	車検期間	車両重量	税率		2014年4月1日~2016年3月31日	2016年4月1日以後	乗用自動車	2年	0.5tごと	1万800円	1万1400円	1年	〃	5400円	5700円	トラック	1年	車両総重量2.5t超	5400円	5700円	1年	車両総重量1tごと	5400円	5700円	トラック	1年	〃	3900円	4100円	2014年4月1日以後に継続検査等を受ける場合
		車種			車検期間	税率																																																
車両重量	税率																																																					
乗用自動車	2年	車両重量0.5tごと	10000円																																																			
	1年	〃	5000円																																																			
トラック	1年	車両総重量1tごと	5000円																																																			
	1年	車両総重量2.5t以下	3800円																																																			
車種	車検期間	車両重量	税率																																																			
			2014年4月1日~2016年3月31日	2016年4月1日以後																																																		
乗用自動車	2年	0.5tごと	1万800円	1万1400円																																																		
	1年	〃	5400円	5700円																																																		
トラック	1年	車両総重量2.5t超	5400円	5700円																																																		
	1年	車両総重量1tごと	5400円	5700円																																																		
トラック	1年	〃	3900円	4100円																																																		
	3	自動車取得税の引き下げ等	<p>(1) 税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>車種</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自家用自動車（軽自動車を除く）</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>営業用自動車・軽自動車</td> <td>3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) エコカー減税</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象車</th> <th>減税率</th> </tr> <tr> <th>取得時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、ハイブリッド自動車等</td> <td>免税</td> </tr> <tr> <td>2015年度燃費基準+20%超達成</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2015年度燃費基準+10%超達成</td> <td>▲75%</td> </tr> <tr> <td>2015年度燃費基準達成</td> <td>▲50%</td> </tr> </tbody> </table>	車種	税率	自家用自動車（軽自動車を除く）	5%	営業用自動車・軽自動車	3%	対象車	減税率	取得時	電気自動車、ハイブリッド自動車等	免税	2015年度燃費基準+20%超達成		2015年度燃費基準+10%超達成	▲75%	2015年度燃費基準達成	▲50%	<p>(1) 税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>車種</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自家用自動車（軽自動車を除く）</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>営業用自動車・軽自動車</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) エコカー減税</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象車</th> <th>減税率</th> </tr> <tr> <th>取得時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、ハイブリッド自動車等</td> <td>免税</td> </tr> <tr> <td>2015年度燃費基準+20%超達成</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2015年度燃費基準+10%超達成</td> <td>▲80%</td> </tr> <tr> <td>2015年度燃費基準達成</td> <td>▲60%</td> </tr> </tbody> </table>	車種	税率	自家用自動車（軽自動車を除く）	3%	営業用自動車・軽自動車	2%	対象車	減税率	取得時	電気自動車、ハイブリッド自動車等	免税	2015年度燃費基準+20%超達成		2015年度燃費基準+10%超達成	▲80%	2015年度燃費基準達成	▲60%	2014年4月1日以後に取得する自動車等															
車種			税率																																																			
自家用自動車（軽自動車を除く）	5%																																																					
営業用自動車・軽自動車	3%																																																					
対象車	減税率																																																					
	取得時																																																					
電気自動車、ハイブリッド自動車等	免税																																																					
2015年度燃費基準+20%超達成																																																						
2015年度燃費基準+10%超達成	▲75%																																																					
2015年度燃費基準達成	▲50%																																																					
車種	税率																																																					
自家用自動車（軽自動車を除く）	3%																																																					
営業用自動車・軽自動車	2%																																																					
対象車	減税率																																																					
	取得時																																																					
電気自動車、ハイブリッド自動車等	免税																																																					
2015年度燃費基準+20%超達成																																																						
2015年度燃費基準+10%超達成	▲80%																																																					
2015年度燃費基準達成	▲60%																																																					
4	自動車税のグリーン化の延長等	<p>自動車税のグリーン化は2014年3月31日まで適用する。</p> <p>(1) 環境負荷の小さい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象車</th> <th>減税率</th> </tr> <tr> <th>1年目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、ハイブリッド自動車等</td> <td>▲50%</td> </tr> <tr> <td>2015年度燃費基準+20%超達成</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2015年度燃費基準+10%超達成</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2015年度燃費基準達成</td> <td>▲25%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 環境負荷の大きい自動車（経年車）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象車</th> <th>車齢</th> <th>重課割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼル車</td> <td>11年超</td> <td>+10%</td> </tr> <tr> <td>ガソリン車・LPG車</td> <td>13年超</td> <td>+10%</td> </tr> </tbody> </table>	対象車	減税率	1年目	電気自動車、ハイブリッド自動車等	▲50%	2015年度燃費基準+20%超達成		2015年度燃費基準+10%超達成		2015年度燃費基準達成	▲25%	対象車	車齢	重課割合	ディーゼル車	11年超	+10%	ガソリン車・LPG車	13年超	+10%	<p>次の見直しを行った上、2年（2016年3月31日まで）延長する。</p> <p>(1) 環境負荷の小さい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象車</th> <th>減税率</th> </tr> <tr> <th>1年目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車等</td> <td>▲75%</td> </tr> <tr> <td>2015年度燃費基準+20%超達成（2020年度燃費基準達成に限る）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2015年度燃費基準+10%超達成</td> <td>▲50%</td> </tr> <tr> <td>2015年度燃費基準達成</td> <td>廃止</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 環境負荷の大きい自動車（経年車）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象車</th> <th>車齢</th> <th colspan="2">重課割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ディーゼル車</td> <td rowspan="2">11年超</td> <td>バス・トラック</td> <td>+10%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>+15%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ガソリン車・LPG車</td> <td rowspan="2">13年超</td> <td>バス・トラック</td> <td>+10%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>+15%</td> </tr> </tbody> </table>	対象車	減税率	1年目	電気自動車、ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車等	▲75%	2015年度燃費基準+20%超達成（2020年度燃費基準達成に限る）		2015年度燃費基準+10%超達成	▲50%	2015年度燃費基準達成	廃止	対象車	車齢	重課割合		ディーゼル車	11年超	バス・トラック	+10%	上記以外	+15%	ガソリン車・LPG車	13年超	バス・トラック	+10%	上記以外	+15%	<p>(1) 2014年度及び2015年度に新車新規登録された自動車</p> <p>(2) 2014年度及び2015年度</p>			
		対象車		減税率																																																		
1年目																																																						
電気自動車、ハイブリッド自動車等	▲50%																																																					
2015年度燃費基準+20%超達成																																																						
2015年度燃費基準+10%超達成																																																						
2015年度燃費基準達成	▲25%																																																					
対象車	車齢	重課割合																																																				
ディーゼル車	11年超	+10%																																																				
ガソリン車・LPG車	13年超	+10%																																																				
対象車	減税率																																																					
	1年目																																																					
電気自動車、ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車等	▲75%																																																					
2015年度燃費基準+20%超達成（2020年度燃費基準達成に限る）																																																						
2015年度燃費基準+10%超達成	▲50%																																																					
2015年度燃費基準達成	廃止																																																					
対象車	車齢	重課割合																																																				
ディーゼル車	11年超	バス・トラック	+10%																																																			
		上記以外	+15%																																																			
ガソリン車・LPG車	13年超	バス・トラック	+10%																																																			
		上記以外	+15%																																																			

税目	項目	改正前	改正後	適用時期																																																						
5	軽自動車税 軽自動車税の税率の引き上げ等	(1) 四輪以上及び三輪の軽自動車 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>自家用</td> <td>7200円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>5500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>自家用</td> <td>4000円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td>3100円</td> </tr> </tbody> </table>	車種		税率	四輪以上	乗用	自家用	7200円	営業用	5500円	貨物用	自家用	4000円	営業用	3000円	三輪		3100円	(1) 四輪以上及び三輪の軽自動車 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種</th> <th>税率</th> <th>車齢13年超の重課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>自家用</td> <td>1万800円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>6900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>自家用</td> <td>5000円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3800円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td>3900円</td> <td>4600円</td> </tr> </tbody> </table>	車種		税率	車齢13年超の重課	四輪以上	乗用	自家用	1万800円	営業用	6900円	貨物用	自家用	5000円	営業用	3800円	三輪		3900円	4600円	(1) ① 税率は2015年4月1日以後に新規取得される新車 ② 重課は2016年度分以後 (2) 2015年度分以後																		
		車種		税率																																																						
四輪以上	乗用	自家用	7200円																																																							
		営業用	5500円																																																							
	貨物用	自家用	4000円																																																							
		営業用	3000円																																																							
三輪		3100円																																																								
車種		税率	車齢13年超の重課																																																							
四輪以上	乗用	自家用	1万800円																																																							
		営業用	6900円																																																							
	貨物用	自家用	5000円																																																							
		営業用	3800円																																																							
三輪		3900円	4600円																																																							
(2) 原動機付自転車及び二輪車 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>50cc以下</td> <td>1000円</td> </tr> <tr> <td>50cc超90cc以下</td> <td>1200円</td> </tr> <tr> <td>90cc超125cc以下</td> <td>1600円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">軽二輪（125cc超250cc以下）</td> <td>2400円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小型二輪（250cc超）</td> <td>4000円</td> </tr> </tbody> </table>		区分		税率	原動機付自転車	50cc以下	1000円	50cc超90cc以下	1200円	90cc超125cc以下	1600円	ミニカー	2500円	軽二輪（125cc超250cc以下）		2400円	小型二輪（250cc超）		4000円	(2) 原動機付自転車及び二輪車 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>50cc以下</td> <td>2000円</td> </tr> <tr> <td>50cc超90cc以下</td> <td>2000円</td> </tr> <tr> <td>90cc超125cc以下</td> <td>2400円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>3700円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">軽二輪（125cc超250cc以下）</td> <td>3600円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小型二輪（250cc超）</td> <td>6000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		税率	原動機付自転車	50cc以下	2000円	50cc超90cc以下	2000円	90cc超125cc以下	2400円	ミニカー	3700円	軽二輪（125cc超250cc以下）		3600円	小型二輪（250cc超）		6000円																				
区分		税率																																																								
原動機付自転車	50cc以下	1000円																																																								
	50cc超90cc以下	1200円																																																								
	90cc超125cc以下	1600円																																																								
	ミニカー	2500円																																																								
軽二輪（125cc超250cc以下）		2400円																																																								
小型二輪（250cc超）		4000円																																																								
区分		税率																																																								
原動機付自転車	50cc以下	2000円																																																								
	50cc超90cc以下	2000円																																																								
	90cc超125cc以下	2400円																																																								
	ミニカー	3700円																																																								
軽二輪（125cc超250cc以下）		3600円																																																								
小型二輪（250cc超）		6000円																																																								
(消費税の見直し)																																																										
6	簡易課税制度のみなし仕入率の見直し	みなし仕入率 <table border="1"> <thead> <tr> <th>該当する事業</th> <th>事業区分</th> <th>みなし仕入率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">卸売業</td> <td>第1種</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">農林水産業</td> <td rowspan="2">第3種</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>鉱業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>料理飲食業</td> <td rowspan="2">第4種</td> <td rowspan="2">60%</td> </tr> <tr> <td>金融業及び保険業</td> </tr> <tr> <td>運輸・通信業</td> <td rowspan="3">第5種</td> <td rowspan="3">50%</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> </tr> <tr> <td>不動産業</td> </tr> </tbody> </table>	該当する事業	事業区分	みなし仕入率	卸売業	第1種	90%	第2種	80%	農林水産業	第3種	70%	鉱業		建設業		製造業		料理飲食業	第4種	60%	金融業及び保険業	運輸・通信業	第5種	50%	サービス業	不動産業	金融業及び保険業を60%→50%、不動産業を50%→40%に引き下げる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>該当する事業</th> <th>事業区分</th> <th>みなし仕入率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">卸売業</td> <td>第1種</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">農林水産業</td> <td rowspan="2">第3種</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>鉱業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>料理飲食業</td> <td>第4種</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>金融業及び保険業</td> <td rowspan="3">第5種</td> <td rowspan="3">50%</td> </tr> <tr> <td>運輸・通信業</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> </tr> <tr> <td>不動産業</td> <td>第6種</td> <td>40%</td> </tr> </tbody> </table>	該当する事業	事業区分	みなし仕入率	卸売業	第1種	90%	第2種	80%	農林水産業	第3種	70%	鉱業		建設業		製造業		料理飲食業	第4種	60%	金融業及び保険業	第5種	50%	運輸・通信業	サービス業	不動産業	第6種	40%	2015年4月1日以後に開始する課税期間
		該当する事業	事業区分	みなし仕入率																																																						
卸売業	第1種	90%																																																								
	第2種	80%																																																								
農林水産業	第3種	70%																																																								
		鉱業																																																								
	建設業																																																									
	製造業																																																									
料理飲食業	第4種	60%																																																								
金融業及び保険業																																																										
運輸・通信業	第5種	50%																																																								
サービス業																																																										
不動産業																																																										
該当する事業	事業区分	みなし仕入率																																																								
卸売業	第1種	90%																																																								
	第2種	80%																																																								
農林水産業	第3種	70%																																																								
		鉱業																																																								
	建設業																																																									
	製造業																																																									
料理飲食業	第4種	60%																																																								
金融業及び保険業	第5種	50%																																																								
運輸・通信業																																																										
サービス業																																																										
不動産業	第6種	40%																																																								
7	消費税 輸出物品販売場制度の見直し	(1) 免税物品 免税ショップ（輸出物品販売場）を営業者が、外国人旅行者などの非居住者に対して特定の物品※を一定の方法で販売する場合には、消費税が免除される。 ※ 通常生活の用に供される物品で対価の合計額が1万円を超えるものが対象となる。 なお、食料品、飲料類、たばこ、薬品類、化粧品類、フィルム、電池その他の消耗品（いわゆる即時消耗品）は対象とならない。 (2) 免税手続き 免税の手続きは定められた購入記録票等の様式に基づいて行う。	(1) 免税物品 次の方法で販売することを前提に、免税販売の対象物品に消耗品（その旅行者に対して、同一店舗で1日に販売する50万円までの消耗品に限る）を追加する。 ①その旅行者に対して、同一店舗で1日に販売する消耗品の額が5000円超であること ②国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して定める方法により包装すること ③購入後30日以内に輸出することを、免税購入する旅行者が誓約すること (2) 免税手続き 購入記録票等の様式の弾力化及び手続きの簡素化を行う。	2014年10月1日以後に行われる課税資産の譲渡等																																																						
		課税売上割合の計算 $\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税期間中の課税売上高（税抜き）}}{\text{課税期間中の総売上高（税抜き）}}$ (注) 総売上高には非課税売上高を含むが、不課税取引、支払手段の譲渡、特定の金銭債権の譲渡及び国債等の現先取引債券（売現先）等の譲渡に係る売上高は含まない。	課税売上割合の計算上、金銭債権の譲渡については、その譲渡に係る対価の額の5%相当額を資産の譲渡等の対価の額に算入する。	2014年4月1日以後に行われる金銭債権の譲渡																																																						

納税環境整備

税目	項目	改正前	改正後	適用時期
1 国税通則法	国税不服申立制度の見直し	<p>国税不服申立の手続きの流れ</p> <pre> graph TD     A[処分] -- "↓ 2月以内" --&gt; B[異議申立て (対原処分庁)]     B -- "↓" --&gt; C[決定]     C -- "↓ 1月以内" --&gt; D[審査請求 (対国税不服審判所長)]     D -- "↓" --&gt; E[裁決]     E -- "↓ 6月以内" --&gt; F[訴訟]                 </pre> <p>青色申告書に係る更正等の場合、直接審査請求可</p>	<p>国税に関する不服申立て手続きについて、行政不服審査法の見直しに伴い、次に掲げる所要の整備を行う。 (主な見直し事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不服申立期間を2月から3月に延長</li> <li>・「異議申立て」を廃止し、「再調査の請求」(選択制)を創設</li> </ul> <p>国税不服申立の手続きの流れ</p> <pre> graph TD     A[処分] -- "↓ 3月以内" --&gt; B[再調査の請求 (対原処分庁)]     B -- "↓" --&gt; C[決定]     C -- "↓ 1月以内" --&gt; D[審査請求 (対国税不服審判所長)]     D -- "↓" --&gt; E[裁決]     E -- "↓ 6月以内" --&gt; F[訴訟]                 </pre> <p>再調査の請求 (対原処分庁) 選択 直接審査請求</p>	改正行政不服審査法の施行日から





---

F P 追補資料

平成25年6月1日から平成26年5月31日までの主な改正項目

---

平成26年6月1日発行

編著者 きんざい ファイナンシャル・プランナーズ・センター

発行所 株式会社きんざい

〒160-8520 東京都新宿区南元町19

TEL 03-3358-0016 (編集)

---

禁無断転載

14216(0)



300005014